

2 空家活用のマッチング制度

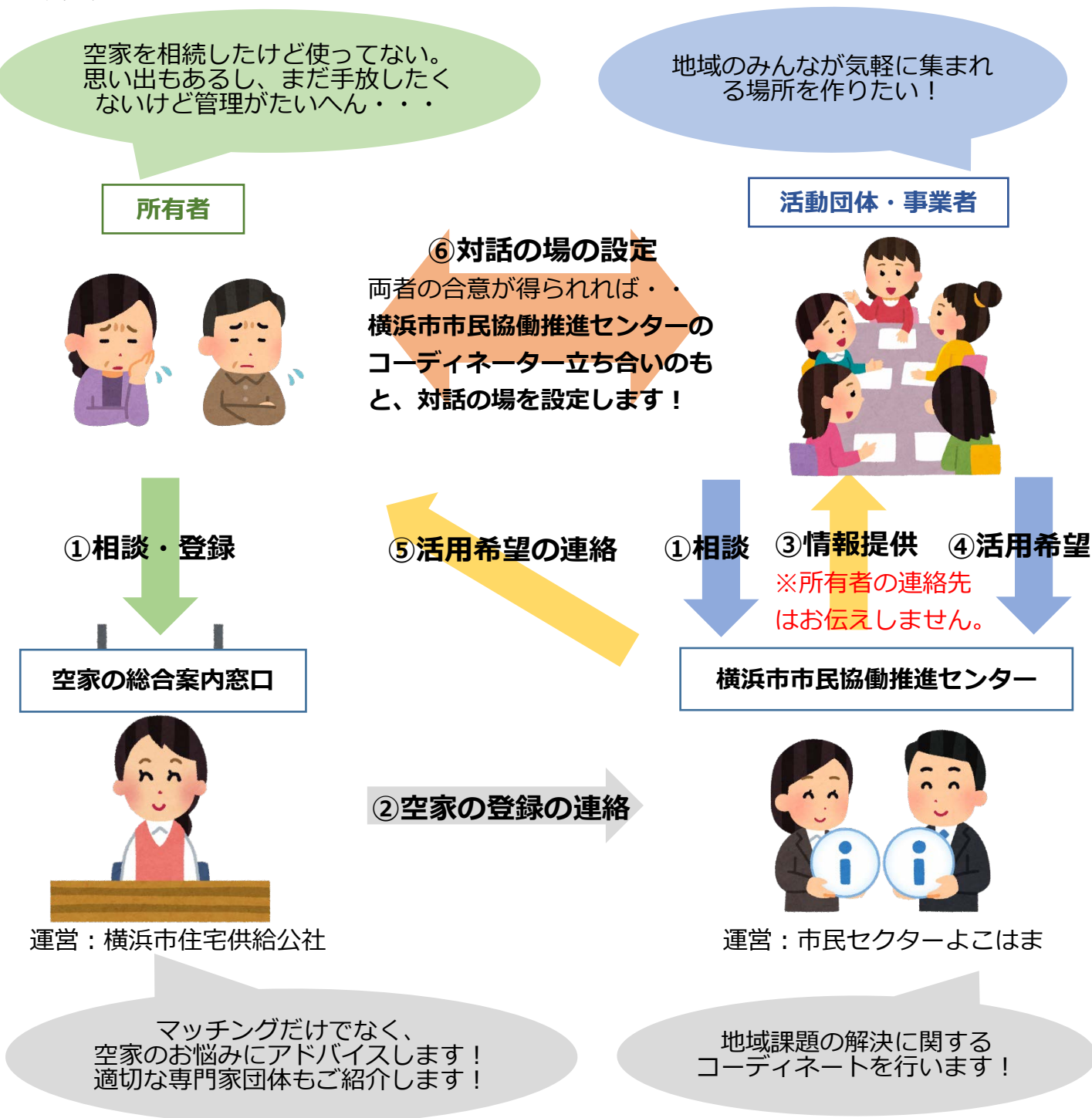
横浜市内の空家等の所有者と、地域活動の拠点を探している団体や事業者との対話の場の設定を行う制度です。

利用方法が決まっていない空家・空地をお持ちの方、地域で活動したい団体の方など、窓口までお気軽にご相談ください。

※地域利用とは、地域交流拠点、コワーキングスペース等に活用することをいいます。

※居住目的や、営利目的によるご利用はできません。

<マッチングの流れ>



空家・空地を活用してほしい方（空家の所有者）

- (1) 相談・登録先
空家の総合案内窓口
時間：10時～17時（土日、祝日、年末年始を除く） 電話：045-451-7762
場所：横浜市住宅供給公社 住まいるイン（京浜急行神奈川駅より徒歩5分）
- (2) 対象者
空家及び空地の所有者
- (3) 対象建築物等
横浜市内有る一戸建て住宅の空家、又はその跡地等
※ 建築物の老朽化が激しい、法令に違反しているなど、利活用に適さないものは登録をお断りすることがあります。
- (4) 費用
費用は無料です。（対話の場の設定まで）

<相談・登録から紹介までの流れ>

手続	内容
相談・登録	1 電話又は窓口でご相談のうえ、登録希望をお申し出ください。 2 以下の内容を伺いますので、事前に資料などをご準備ください。 ①所有者の名前、住所、連絡先 ②空家の所在地、構造、階数、建築時期、管理状況 ③貸し出す際の条件（期間、家賃、現状回復） ※①、②、③を市民協働推進センターへ、②、③を活動団体・事業者に情報提供することについて同意を確認します。
活用希望の連絡	1 空家を使いたいと申し出があった団体の内容をお伝えします。 ・団体名、代表者氏名（連絡先はお伝えしません。） ・活用の目的、内容、期間、使う人数等 2 紹介を希望するか、お教えてください。 希望されない場合は、市民協働推進センターからお断りします。
紹介	※紹介を希望された場合 1 横浜市市民協働推進センターが対話の日時を設定します。 当日は、以下の資料を持参のうえ、横浜市庁舎1階（中区本町6-50-10）にある市民協働推進センターまでお越しください。 ・家屋の図面、家屋の登記事項証明書

空家・空地を地域で活用したい方（活動団体・事業者等）

(1) 相談・登録先

横浜市市民協働推進センター

時間：平日9時～20時、土日祝9時～17時

場所：横浜市庁舎（中区本町6-50-10）1階の協働ラボ（大岡川沿い）

電話：045-671-4732

(2) 対象者（いずれか）

ア 市民(在住・在勤・在学)で組織され、市民が自由に参加し継続的に活動している団体

例) 自治会町内会、NPO 団体等

イ 事業者（市税の滞納がない、暴力団体ではないこと）

(3) 登録の要件

自治会・町内会から理解を得られるような地域活性化に資する事業であること
 ※上記のいずれか対象者に該当し、非営利・公益を目的とする取組み。

(4) 費用

費用は無料です。（相談・コーディネート、情報提供、対話の場の設定まで）

<相談・登録から紹介までの流れ>

手続	内容
相談・登録	1 まずは、電話で簡単にヒアリングさせていただきます。そのうえで、ご相談される日の予約をお願いいたします。その際は、以下の書類の提出をお願いいたします。 <ul style="list-style-type: none"> ・団体の定款や規約、名簿（法人の場合は役員名簿）、活動内容などが分かるもの ・空家、空地の活用する事業の内容が分かるもの
↓	
情報提供	1 空家、空地に関する情報をお伝えします。 <ul style="list-style-type: none"> ・空家の所在地、構造、階数、建築時期、管理状況 ・貸し出す際の条件（期間、家賃、現状回復） ※所有者の情報はお伝えしません。 2 紹介を希望するか、お教えてください。 ※団体名、代表者氏名、活動の目的と内容について、所有者に情報提供することの同意を確認します。
↓	
紹介	※紹介を希望された場合 1 横浜市市民協働推進センターが所有者との対話の日時を設定します。当日は、横浜市庁舎1階（中区本町6-50-10）にある市民協働推進センターまでお越しください。